

## 運賃改定にともなう運転者の労働条件の改善状況について

福岡Aブロックでは令和5年8月1日から運賃改定を実施しましたが、以下のとおり運転者の労働条件の改善状況を公表いたします。

なお、フォローアップの対象期間は令和5年8月～令和6年1月とし、実績比較対象期間を令和4年8月～令和5年1月といたしました。

### 1. 運賃を改定した事業者数

91社

### 2. 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
34社	26社	22社	5社	3社	1社	0	91社

(算式) 賃金の支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6カ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6カ月間の総乗務時間数}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

### 3. その他

#### (1) 手当等の創設・拡充

9社

#### (2) その他

・労働時間を短縮した	11社
・車両のグレードアップによる運転者の疲労負担の軽減を行った	14社
・乗務員施設の改善リフォームを行った	7社
・ユニバーサルデザインタクシーの導入を行った	21社
・電気自動車を購入した	7社
・二種免許取得補助予算の増額を行った	10社
・デジタコを導入した	5社
・自動日報に変更した	6社

#### 4. 総評

福岡Aブロックでは、事業者が雇用の維持を図り事業の継続に専念するなか、2021年（令和3年）1月10日付けで前回の運賃改定が行われましたが、事業者平均の増収率は全体で3.65%、一般運転者に係る一人あたりの平均賃金の増収率は3.48%に留まりました。コロナ禍での運賃改定のため、一部の事業者は賃金改善率をプラスとすることは出来ませんでした。

今回の運賃改定では、インバウンドによる利用者増もあり、事業者全体の増収率は12.8%、一般運転者に係る一人あたりの平均賃金は12.0%の増収となりました。

福岡市タクシー協会では、協会初の就職説明会を令和6年1月天神地下街で開催しました。加えて各社ごとの求人募集の効果が次第に現れ、コロナ禍で大幅に減少した運転者も令和5年6月以降、増加傾向が続いています。この状況は、しばらく続くと思われます。

今後は、働き方改革を進めていく中で、労働時間の短縮、休暇の取得、女性乗務員のための厚生施設等労働環境の改善を計画することが重要となっています。

事業者は、運転者が退職するなかでもなんとか新たな運転者を確保し経営維持を図っていますが、安定的にタクシー事業を展開し地域に貢献していくためには、運転者の確保は是非とも必要となります。

一方で、コロナ禍で交通系ICカード、QRコード決済など非現金による支払い手続きが多くなりました。また、従来は無線を使った配車がほとんどでしたが、最近ではアプリを使っての配車が30%を超える状況となっています。

タクシー利用者の要望は、今後益々多様化すると思われます。そのなかで、従来3%程度であったシステムの維持・管理にかかる経費は、10数パーセントを超え、経営を圧迫しています。

今後も、燃料費の高騰長期化等に加え、IT化が加速する中で、システムに関する経費の負担増加により現金収入が激減するなど、事業者にとって事業継続のより一層厳しい状況が続くことが懸念されます。